

- Q 1 外国看護師学校養成所の修業年限について  
(1) ア) 看護師学校養成所の入学資格 高等学校卒業以上(修業年限 12 年以上)、又は同等と認められる者の「同等」とはどのような場合があるか
- A 1 外国看護師学校養成所の入学前の修業年限が1 2年未満の場合は、外国看護師学校養成所卒業後、短期大学、大学若しくは大学院に入学又は編入学(国内・国外を問わない)したことをもって、高等学校卒業以上(修業年限1 2年以上)と同等とみなす場合があります。この場合、入学又は編入学した短期大学、大学若しくは大学院の卒業(修了)証明書又は在学証明書が必要となります。
- Q 2 外国で准看護師の免許を持ち、働いていました。看護師国家試験の受験資格はありますか。
- A 2 外国の准看護師の免許は、看護師国家試験の受験資格認定の対象となっていません。
- Q 3 現在、外国看護師学校養成所の看護学生です。今年度末に卒業予定で、看護師免許取得の見込みです。この場合認定は受けられますか。
- A 3 外国の看護師免許取得が原則ですので、見込みの段階では認められません。免許を取得してから申請を行って下さい。
- Q 4 外国人登録原票記載事項証明書が必要とありますが、申請書類提出時と国家試験受験時のみ日本へ入国する場合は、証明書を入手できません。どうしたらよいでしょうか。
- A 4 外国人登録原票記載事項証明書の代わりにパスポートのコピーの提出が必要となります。パスポートで本人確認を行いますので、申請当日必ずご持参下さい。
- Q 5 外国で日本人の医師に診断書を出してもらいましたが、日本の医師免許を有する証明は必要ですか。
- A 5 必要です。
- Q 6 卒業した外国看護師学校養成所の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類とは、何を指していますか。
- A 6 教育課程やシラバスのことです。学校養成所のパンフレットやホームページに掲載されているものでも構いませんが、在学当時の各科目の概要が示されているも

のでなければなりません。また、施設長とは、学校長を指し、ホームページからのダウンロード資料等であっても、施設長の証明が必要となります。

Q7 外国で看護師免許取得後に進学した大学や大学院の教育内容も書類を準備して提出すれば、認定の対象に含めてもらえますか。

A7 看護師免許を取得するまでの教育内容が対象となりますので、書類を提出して頂いても免許取得後の大学や大学院での教育は認定の対象には含まれません。

Q8 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書を日本語に訳した時は、1) 署名欄には誰の名前を記載し、2) 施設長の署名は必要なのでしょうか。

A8 1) 原本に記載した人の名前を申請者が記載してください。

2) 必要です。

Q9 根拠法令の関係条文の抜粋は、どのような内容が必要ですか。

A9 法律の目的、資格の定義、免許、欠格事由、籍の登録、免許の交付及び免許証の付与（更新）、免許登録の要件、免許取り消し又は業務停止処分の手続き、国家試験の受験資格、看護師の業務制限、養成校の規定・基準、養成機関の入学資格、等です。

Q10 卒業した学校にはパンフレットはありません。パンフレットがない場合は、どうしたら良いですか。インターネットのホームページに学校案内はあります。

A10 ホームページからダウンロードしたものを印刷して提出して頂いても結構です。ホームページのアドレスを併せて提出して下さい。当該学校が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す内容が必要です。

Q11 卒業した学校が統合による名称変更もしくは廃校している場合はどうしたらよいのでしょうか。

A11 統合の場合は、統合された新しい学校の施設長の証明をご用意ください。

廃校の場合は、学校を管理している国や州政府等に問い合わせ、必要書類を準備して下さい。

Q12 (7)～(14)については、提出書類と日本語訳両方を、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出することとありますが、真実である旨の確認とはどういうことをいうのでしょうか。

A12 真実である旨の確認とは、準備した書類（7）～（14）が真実であることを宣誓し、証明を受けることです。日本語に訳した内容が正しい（翻訳）旨の証明ではありません。もし、公的な機関に問い合わせてもこうした証明を行っていない場合には、担当者にご相談下さい。

Q13 書類の準備等で分からないことがあった場合には、厚生労働省を訪ねて担当者  
に会って直接説明を受けることは可能でしょうか。

A13 ご質問は、電話またはメールのみで受付ることとなっております。